

平成 24 年 3 月 9 日  
福祉部介護保険課

### 指定介護予防支援事業者の指定更新について

下記の指定介護予防支援事業者について、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号、以下「法」という。）第 115 条の 31 の規定により、以下のとおり、指定の更新を行う。

#### 記

#### 【指定介護予防支援事業者】

事業所名	事業所所在地	申請者名	指定年月日	指定更新年月日
練馬地域包括支援センター	練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号	練馬区	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 3 月 31 日)
光が丘地域包括支援センター	練馬区光が丘 2 丁目 9 番 6 号	練馬区	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 3 月 31 日)
石神井地域包括支援センター	練馬区石神井町 3 丁目 30 番 26 号	練馬区	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 3 月 31 日)
大泉地域包括支援センター	練馬区東大泉 1 丁目 29 番 1 号	練馬区	平成 18 年 4 月 1 日	平成 24 年 4 月 1 日 (指定有効期間満了日 :平成 30 年 3 月 31 日)